最終更新日：2024年12月19日
株式会社Synspective
代表取締役CEO 新井　元行
問合せ先：ir@sysnpective.com
証券コード：290A

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、企業価値を継続的に向上させ、株主利益を最大化するとともに、経済環境の変化に対応した迅速な意思決定ができる組織体制を運用することであります。具体的には、代表取締役CEOをはじめとした取締役等がその職責に基づいて適切な経営判断を行い、利害関係者に説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性のある内部統制システムを構築すること、及び監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
三菱電機株式会社	12,500,000	11.22
新井　元行	9,015,000	8.09
スペース・エースタート1号投資事業有限責任組合	8,611,200	7.73
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合	7,339,800	6.59
清水建設株式会社	6,944,400	6.23
SPエースタート1号投資事業有限責任組合	6,469,050	5.81
日本グロースキャピタル投資法人	5,053,650	4.54
白坂　成功	4,500,000	4.04
ヒューリック株式会社	3,750,000	3.37
森トラスト株式会社	2,399,700	2.15

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募および当社が指定する販売先への売付け（親引け）の状況を把握可能な範囲で反映したものとなっており、当該公募によって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	12 月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金山　秀樹	他の会社の出身者								○			
海老澤　観	他の会社の出身者											
菊地　優子	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金山　秀樹		金山氏と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありませんが、同氏は当社の株主であり取引先である清水建設の業務執行者であります。	金山氏は、これまで長年にわたる宇宙･建設業界における豊富な知見を有しており、社外取締役に選任しております。
海老澤　観	○	―――	海老澤氏は、これまで上場企業のグループ企業での経営の経験が豊富であり、特に技術開発における手腕を期待しております。また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
菊地　優子	○	―――	菊地氏は、弁護士の資格を有し、会社法や資金調達取引などに造詣が深く、また金融機関での勤務経験に基づく豊富な金融知識及び幅広い見識を有しております。また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、
･相互の監査計画の交換並びにその説明･報告（三様監査連絡会）
･定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化
を連携して行い監査の質的向上を図っております。

監査役及び内部監査室は、
･相互の監査計画の交換並びにその説明･報告（三様監査連絡会）
･業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況
･会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等
を連携して監査を実施しております。

会議開催の目的(課題等)、開催月、課題等について
①期初　監査計画策定について
　4月　監査役及び内部監査室の監査計画の交換並びにその説明
　6月　監査役及び会計監査人の監査計画の交換並びにその説明
②期中　三様監査連絡会
　6月/9月/12月　監査役、内部監査室及び会計監査人の課題の共有
③期末　期末監査報告

3月　監査人監査報告、監査役･内部監査室及び会計監査人の課題の共有
④期末　三様監査連絡会
3月　内部監査室の監査計画

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
服部　実穂	公認会計士													
吉村　龍吾	弁護士													
戸田　隆夫	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
服部　実穂	○	―――	服部氏は、公認会計士･税理士の資格を有し、その経歴を通じて培った財務･会計や内部統制等に関する経験、見識を有しております。また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
吉村　龍吾	○	―――	吉村氏は、弁護士の資格を有し、企業法務とコンプライアンスに関する見識を有しております。また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
戸田　隆夫	○	―――	戸田氏は、長年にわたりグローバルでの国際協力の経験から、幅広い開発分野に関する見識を有しております。また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、選任にあたっては貴取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準を参考にして選任することとしております。
独立役員がその期待される役割を果たすためには、独立役員が当社グループの事業の状況を把握する機会の確保が必要と考えており、取締役会の議案・報告事項について管理部から事前に資料送信を行い、必要に応じ事前説明を行う等の対応を行っていくこととしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長と企業価値の向上と、付与対象者の受ける利益とを連動させることで、当社に対する付与対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の執行役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長と企業価値の向上と付与対象者の受ける利益とを連動させることで、当社に対する付与対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。なお、付与数については勤続年数、これまでの実績等を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりませんが、取締役の報酬等を総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬限度内に置いて、各役員の職務の内容、職位及び実績、成果等を勘案して、取締役については取締役会に一任し、報酬額を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、当社グループの事業の状況を把握する機会の確保が必要と考えており、取締役会の議案・報告事項について管理部から事前に資料送信を行い、必要に応じ事前説明を行う等の対応を行っております。また欠席取締役に対する取締役会の内容伝達等の情報共有は社内取締役が担当しております。

社外監査役に対しては、独立した監査役事務局は設置しておりませんが、必要に応じて内部監査室がサポートしております。また、各監査役との日程調整、議案の確認等の監査役会の運営実務は常勤監査役が行っており、欠席監査役に対する監査役会の内容伝達等の情報共有も常勤監査役が担当しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
白坂成功	顧問	人材・組織の紹介及び当社の事業構築等の助言及び指導	非常勤 月額167,000円 (税別)	2023/3/24	1年 (自動更新)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

相談役・顧問等に関する社内規程は現在存在せず、今後の任命にあたっては取締役会で承認された報酬額の範囲内で代表取締役CEOに一任する予定です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社における、企業統治の体制は、株主総会、監査役会、内部監査担当による内部監査機能を適切に機能させ、会社法をはじめとした各種関係法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっており、法令及び定款に基づく取締役会に加えて、管理・監督の機能と業務執行の機能とを明確に区分するために、執行役員制度を導入しております。

(a)取締役会
当社の取締役会は、代表取締役CEO新井元行が議長を務め、小畑俊裕、志藤篤、金山秀樹、海老澤観、菊地優子の取締役6名(うち社外取締役は金山秀樹、海老澤観、菊地優子の3名)で構成されております。
毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
取締役会は、監査役の出席のもと、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(b)監査役及び監査役会
当社の監査役会は、常勤監査服部実穂、非常勤監査役吉村龍吾、非常勤監査役戸田隆夫の計3名(全て社外監査役)で構成されております。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。
各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

(c)会計監査人
当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。

(d)経営会議
当社では、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員が参加する経営会議を設置しております。経営会議は代表取締役CEOの諮問機関として機能しており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等が行われ、会社業務の円滑な運営を図ることを目的として運営して おります。

(e)内部監査担当
当社の内部監査は、代表取締役CEO直轄の部署である内部監査室の室長松井孝夫が担当しております。内部監査計画に基づいて法令、定款及び社内規程の遵守状況や業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役CEOに報告するとともに、指摘事項の改善状況を継続的に監査しております。

(f)リスクコンプライアンス委員会
当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスクコンプライアンス規程を制定し、社内横断的なリスクコンプライアンス委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。リスクコンプライアンス委員会は、毎4半期に取締役会メンバーを中心に実施し、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けており、必要に応じて臨時委員会を開催することとしております。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、関係する法令等の内容及び改廃動向を課員に伝達し、不測の事態が発生した場合にはリスクコンプライアンス委員会へ報告することとなっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上記の様に、監査役会を設置しております。監査役会が、内部監査担当及び会計監査人との連携を図りながら、独立した監査機能を担うことによって、適切なコーポレート･ガバナンスが実現できると考え、現在の体制を採用するものであります。
当社の内部監査は、内部統制の運用状況の調査を行い、監査役会と連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規制、定款及び社内規程を遵守し、適性かつ有効に運営されているか否かを調査しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案検討時間を確保できるよう、株主総会の招集通知については、早期発送（開催日の2週間以上前）を実施する予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるように他社の株主総会の集中日を避けるように日程を決定する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えており、将来的に必要であると判断した場合に採用してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えており、将来的に必要であると判断した場合に採用してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	今後の検討課題と考えており、将来的に必要であると判断した場合に採用してまいります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	株主や投資家の皆様に透明性、公平性、適時性、継続性を基本にした情報提供に努めてまいります。適時開示規定およびマニュアルを作成後、当社ホームページへの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は必要に応じて検討してまいります。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算、第2四半期決算発表後及びその他必要に応じて、決算説明会を開催する方針であります。また、機関投資家との面談も検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年複数回、海外機関投資家との個別面談を行うことを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、法定開示資料、任意開示情報、決算説明会にて使用した資料等を、当社IRサイトに掲載する予定です。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部が担当する予定です。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主･投資家･顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、適時開示の社内体制や「フェア･ディスクロージャー･ポリシー」に基づき、ステークホルダーに対して適時適切かつ公平な情報提供を行ってまいります。規定の作成については今後の検討課題を考えております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後の検討課題と考えております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は株主、投資家をはじめとするステークホルダーに対し、IRサイトや決算発表後における説明会等を通じ、適時・適切・平等に情報を提供する機会を設けていく方針です。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定め、新しい価値を創り出す組織として法令の遵守、損失の危機管理、適正かつ効率的な事業運営を目的に、実効的かつ合理的な内部統制システムの整備に努めます。

1.取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営し、組織的かつ自律的な課題解決を推進するため以下の取り組みを行う。
(1)就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
(2)企業倫理については、グループ行動指針「CREDO」を策定し、全ての役員及び社員に対して、企業倫理、組織行動に関する具体的行動指針とする。
(3)企業倫理の責任体制を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持、申告に関する調査検討等を行うため、代表取締役を委員長として、リスクコンプライアンス委員会を設置する。
(4)風通しの良い企業風土の醸成に努め、グループ各社内の内部通報受付窓口を設置し、匿名・記名を問わず申告を受け付ける。なお、内部通報窓口及び監査役に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いは行わない。
(5)役員や社員に対する継続的な啓発活動を行うため、コンプライアンス研修等を実施する。また、必要に応じ企業倫理、社内制度・環境の充実強化を図るため意識調査等を行なう。
(6)内部監査を分掌する部門を設置し、グループ全体における内部統制の運用状況に関する監査を実施し、必要に応じ改善を求める。結果については代表取締役・監査役・リスクコンプライアンス委員会に報告する。
(7)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、企業活動上のリスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。
(1)リスクコンプライアンス規程を定め、リスクマネジメントの責任体制を明確化し、企業活動を行うに当たり発生しうるリスクを回避・防止するための管理体制の整備、発生したリスクへの対応を実施する。
(2)代表取締役を委員長として、会社運営に関わる新たなリスクへの対処に向けた危機管理を行うためにリスクコンプライアンス委員会を設置する。また、組織が一体となりリスクマネジメントを行うため、リスクの発生を予防し事前準備するとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、リスクコンプライアンス委員会運用細則を策定する。

3. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役及び執行役員の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。
(1)組織の構成を定める組織規程、各組織の所掌業務を定める業務分掌規程及び権限の分掌を定める職務権限規程を策定する。
(2)執行役員制度を導入し、取締役会が担う経営に関する決定・監督の機能と執行役員が担う業務執行の機能を明確に分離する体制を整え、経営の機動力の向上を図る。
(3)取締役会規程を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、取締役及び執行役員は、定期的に職務の執行状況等について報告する。
(4)職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
(5)Synspectiveグループの事業運営において必要な事項の各社からの報告に関する体制を整備する。

4. 取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。
(1)文書(関連資料及び電磁媒体に記録されたものを含む。以下「文書」という)その他の情報の管理について必要事項を定めるため、情報セキュリティ管理規程等を策定する。
(2)文書の整理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存する。

5. Synspective グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、Synspectiveグループが適正な事業運営を行ない、グループとしての成長・発展に資するため、グループ会社において以下の取り組みを行う。
(1)危機発生時の親会社への連絡体制を整備する。
(2)不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
(3)情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。
(4)親会社へ定期的に財務状況等の報告を行なう。
(5)親会社の内部監査を分掌する部門による内部監査を実施する。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取り組みを実施する。

7. 監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項
当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役が求めた場合には監査役の職務を補助すべき社員を配置する。当該社員は、監査役の業務の補助を行う。
(1)監査役の職務を補助すべき社員は、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行う。
(2)監査役の職務を補助すべき社員の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役、執行役員及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役、執行役員及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役

に報告するなど、以下の取り組みを行う。
取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。
(1)執行役員会議で決議された事項
(2)会社に著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項
(3)月次決算報告
(4)内部監査の状況
(5)法令・定款等に違反するおそれのある事項
(6)内部通報窓口への通報状況
(7)グループ会社から報告を受けた重要な事項
(8)上記以外のコンプライアンス上重要な事項
監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査を分掌する部門等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
監査役は、職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。
監査役に報告した者は、報告したことを理由として不利益となる取り扱いを受けない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役CEOである新井元行は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持主であることから、取締役会、経営会議等において、折に触れ、自ら注意を促しております。
その結果、営業購買に関わる取引先のみならず従業員の採用プロセスにおいても厳重な対策を講じております。特に各営業部門の新規顧客の取引開始時には、国内外の反社会的勢力に関わる情報を収集したデータベースを利用したスクリーニングを行うとともに、取引金融機関・取引先等からの風評等の信用調査を必要に応じて収集するよう規程を整備したうえで取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。
また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、代表取締役CEO新井元行をはじめとする役員、管理関係部署の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。
排除・防止体制としては以上ですが、万一に備えて、所管警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しており、今後、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加する予定にしております。
なお、今回の上場申請に際しては、株主全員の属性等について調査したほか、取引先等についても再調査した結果、関係すると思われる者は見当たりませんでした。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

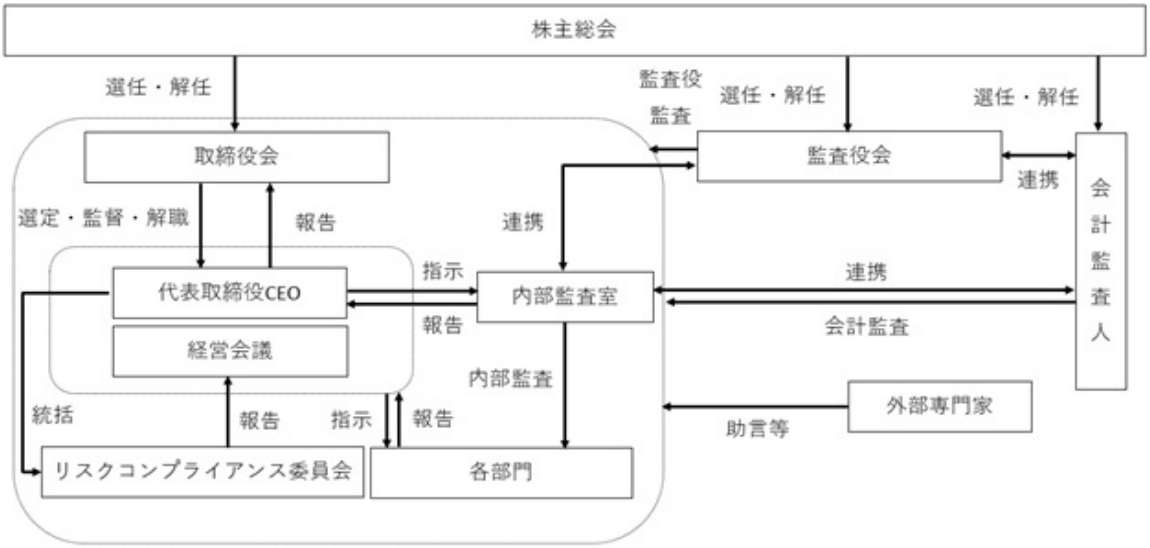
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。また、現時点において、将来的に導入する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――



適時開示に係る社内体制

